

# 長崎県医療統計をご利用の方へ

この医療統計は、令和4年10月1日現在における長崎県の医療施設について、厚生労働省の調査（医療施設調査、病院報告、医師・歯科医師・薬剤師届出）および県の調査（業務従事者届）に基づいて取りまとめたものです。

## I. 医療施設調査

### 1. 調査の目的

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の種類、期間及び期日

静態調査	（3年に1回）	10月1日現在
動態調査	（毎月）	令和3年10月1日～令和4年9月30日

### 3. 調査の対象

静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設

動態調査 開設・廃止等のあった医療施設

※医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び保健所は除く。

## II. 病院報告

### 1. 報告の目的

病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 報告の期間

令和4年1月1日～12月31日（毎月報告）

### 3. 報告の対象

病院、療養病床を有する診療所

## III. 医師・歯科医師・薬剤師統計

### 1. 統計の目的

医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 集計の対象

日本国内に住所があって、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を集計の対象とする。

### 3. 届出の時点

令和4年12月31日現在

#### IV. 業務従事者届

県内の保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、令和4年「衛生行政報告例」に基づく年度末現在の従事者」数である。

#### V. 表側の集計項目について

##### 1. 本土部医療圏

本県では、二次医療圏（医療法第30条の4第2項第14号に規定する区域）として、8圏域設定しており、その内、本土部にある医療圏をいう。

##### 2. 離島部医療圏

上記二次医療圏の内、離島部にある医療圏をいう。

#### 本土部医療圏

医療圏名	構成市町名
長崎	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保県北	佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町
県央	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県南	島原市、雲仙市、南島原市

#### 離島部医療圏

医療圏名	構成市町名
五島	五島市
上五島	小値賀町、新上五島町
壱岐	壱岐市
対馬	対馬市

#### VI. 比例に用いた人口について

全国・長崎県の人口は総務省統計局発表「人口推計(令和4年10月1日現在)」の総人口であり、市町別人口は長崎県異動人口調査(県統計課)による推計人口(令和4年10月1日現在)である。また二次医療圏別の人口は長崎県異動人口調査の市町別推計人口を集計したものである。

#### 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・
比率等が微小(0.05未満)の場合	0、0.0など
減少数または減少率を意味する場合	△

なお、病院報告では、以下の場合も含む。

「—」：病院又は病床があるが、計上する数値がない場合

「・」：病院又は病床がないので、計上する数値がない場合